

平成26年3月19日（水曜日）

議事日程第5号

平成26年3月19日（水曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明

議案第79号及び議案第80号 2件

第2. 議案第79号 由利本荘市副市長の選任について

第3. 追加提出議案に対する質疑

第4. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第5. 委員長審査報告

第6. 報告第1号 公の施設の利用に関する協議専決処分報告

第7. 議案第2号 由利本荘市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する
条例の制定について

第8. 議案第3号 由利本荘市公共施設等維持補修基金条例の制定について

第9. 議案第4号 由利本荘市子育て支援センター条例の制定について

第10. 議案第5号 由利本荘市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につい
て

第11. 議案第6号 由利本荘市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第7号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第8号 由利本荘市市営墓地条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第9号 由利本荘市火葬場条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第10号 由利本荘市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第12号 由利本荘市保育所設置条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第13号 由利本荘市老人福祉施設条例の一部を改正する条例案

第18. 議案第14号 由利本荘市岩城農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条
例案

第19. 議案第15号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

第20. 議案第16号 由利本荘市消防手数料条例の一部を改正する条例案

第21. 議案第17号 由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案

第22. 議案第18号 由利本荘市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例案

第23. 議案第19号 由利本荘市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例案

第24. 議案第20号 由利本荘市障害者自立支援対策臨時特例交付金基金条例を廃止す
る条例案

第25. 議案第21号 財産の無償譲渡について

第26. 議案第22号 財産の無償譲渡について

第27. 議案第23号 財産の無償譲渡について

第28. 議案第24号 由利本荘市道路線の認定について

- 第 29. 議案第 25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 30. 議案第 26号 由利本荘市水道事業会計資本金の額の減少について
- 第 31. 議案第 27号 由利本荘市ガス事業会計資本金の額の減少について
- 第 32. 議案第 28号 平成 26 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第 33. 議案第 29号 平成 26 年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 34. 議案第 30号 平成 26 年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 35. 議案第 31号 平成 26 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 36. 議案第 32号 平成 26 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第 37. 議案第 34号 平成 25 年度由利本荘市一般会計補正予算 (第 20 号)
- 第 38. 議案第 35号 平成 25 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 39. 議案第 36号 平成 25 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 40. 議案第 37号 平成 25 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算 (第 6 号)
- 第 41. 議案第 38号 平成 25 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 42. 議案第 39号 平成 25 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 43. 議案第 40号 平成 25 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 44. 議案第 41号 平成 25 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 45. 議案第 42号 平成 25 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 46. 議案第 43号 平成 25 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算 (第 6 号)
- 第 47. 議案第 44号 平成 25 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 48. 議案第 45号 平成 25 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 49. 議案第 46号 平成 25 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 50. 議案第 47号 平成 25 年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 51. 議案第 48号 平成 25 年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 52. 議案第 49号 平成 25 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 53. 議案第 50号 平成 25 年度由利本荘市水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 54. 議案第 51号 平成 25 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算 (第 5 号)
- 第 55. 議案第 52号 平成 26 年度由利本荘市一般会計予算
- 第 56. 議案第 53号 平成 26 年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第 57. 議案第 54号 平成 26 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 58. 議案第 55号 平成 26 年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第 59. 議案第 56号 平成 26 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算

- 第60. 議案第57号 平成26年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第61. 議案第58号 平成26年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第62. 議案第59号 平成26年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第63. 議案第60号 平成26年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第64. 議案第61号 平成26年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第65. 議案第62号 平成26年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第66. 議案第63号 平成26年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第67. 議案第64号 平成26年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第68. 議案第65号 平成26年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第69. 議案第66号 平成26年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第70. 議案第67号 平成26年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第71. 議案第68号 平成26年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第72. 議案第69号 平成26年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第73. 議案第70号 由利本荘市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第74. 議案第71号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第75. 議案第72号 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第76. 議案第73号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第77. 議案第74号 由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第78. 議案第75号 由利本荘市法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第79. 議案第76号 由利本荘市河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第80. 議案第77号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算（第21号）
- 第81. 議案第78号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第7号）
- 第82. 議案第80号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算（第22号）
- 第83. 陳情第1号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての陳情
- 第84. 陳情第2号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第85. 陳情第3号 特定秘密保護法廃止についての意見書提出を求める陳情
- 第86. 陳情第4号 手話言語法制定を求める意見書提出についての陳情
- 第87. 継続審査中の平成25年陳情第9号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書提出についての陳情
- 第88. 継続審査について
 陳情第5号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情

第 89. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第 2 号

1 件

第 90. 議員発案第 2 号 市長の専決処分事項の指定について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 90 までは議事日程第 5 号のとおり

第 91. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第 1 号

1 件

第 92. 委員会発案第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

出席議員（26人）

1 番 鈴木和夫	2 番 三浦秀雄	3 番 伊藤岩夫
4 番 今野英元	5 番 佐々木隆一	6 番 湊貴信
7 番 佐藤徹	8 番 吉田朋子	9 番 三浦晃
10 番 高野吉孝	11 番 渡部専一	12 番 大関嘉一
13 番 高橋和子	14 番 伊藤順男	15 番 渡部聖一
16 番 高橋信雄	17 番 井島市太郎	18 番 佐藤勇
19 番 渡部功	20 番 佐藤讓司	21 番 佐々木慶治
22 番 長沼久利	23 番 佐藤賢一	24 番 梶原良平
25 番 土田与七郎	26 番 村上亨	

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	藤原由美子
副市長	石川裕	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	阿部太津夫
企画調整部長	伊藤篤	市民福祉部長	大庭司
農林水産部長	三浦徳久	商工観光部長	渡部進
建設部長	木内正勝	矢島総合支所長	佐藤晃一
由利総合支所長	庄司昭一	大内総合支所長	伊藤久
東由利総合支所長	佐々木喜隆	西目総合支所長	佐々木政徳
鳥海総合支所長	高橋建	教育次長	佐藤一喜
消防長	佐々木輝一		

議会事務局職員出席者

局長	三浦清久	次長	高橋知哉
書記	佐々木紀孝	書記	小松和美
書記	佐々木健児	書記	今野信幸

午前 9時58分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は26名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、追加提出議案の説明を行います。

この際、議案第79号及び議案第80号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

東日本大震災に係る災害廃棄物の広域処理についてであります。

国では、広域処理の作業完了を今月末と見込んでおり、去る3月12日に環境省主催の災害廃棄物広域処理事業成果報告シンポジウムが開催され、広域処理を受け入れた団体として、本市も感謝状をいただいております。

大震災からの一日も早い復旧・復興を願う市民の皆様、市議会の皆様の御理解と御協力を得て、災害廃棄物の広域処理などを実施できたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

改めて、被災され、亡くなられた方々の御冥福と被災地の早期復興を心からお祈り申し上げます。

以上で報告を終わります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、人事案件1件、補正予算1件の計2件であります。初めに、議案第79号副市長の選任についてであります。

これは、藤原副市長が任期満了により、3月31日で退任されることに伴い、空席となります副市長に小野一彦氏を選任いたしたく、提案申し上げます。

同氏の略歴につきましては、お手元に配付いたしました履歴書にありますとおり、昭和57年4月から秋田県職員として勤務され、以来、長年にわたり行政運営に尽力され、平成21年4月からは、総務企画部の活力ある農村集落づくり推進チームのチームリーダーとして奮闘されました。現在は、活力ある農村集落づくり支援室の室長として活躍されております。

農政の大転換期を迎え、農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しておりますので、これまでの経験を生かし、地域の活性化に結びつけていただきたいと思います。

長谷部市政2期目、次期総合計画による新しい10年のスタートを迎えるに当たり、ゼ

ひとも本市のまちづくりにお力添えをいただきたいと考え、地方自治法第162条の規定により、市議会の皆様の御同意をお願いするものであります。

なお、選任は4月1日付にしたいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第80号一般会計補正予算（第22号）についてであります。

補正の内容といたしましては、商工費で、3月6日未明の落雷により損傷した岩城風力発電設備の修繕費700万円を追加しようとするものであります。

この財源につきましては、歳出の予備費から組み替えしようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第79号副市長の選任については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第79号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第79号については、質疑、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第79号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、議案第79号副市長の選任についてを議題といたします。本案は直ちに採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【佐々木（健）書記議場閉鎖】

○議長（鈴木和夫君） ただいまの出席議員は議長を除く25名であります。

念のため申し上げます。原案に同意することに賛成の諸君は「賛成」と、原案に同意することに反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、それ以外の記載については、否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

繰り返します。原案に同意する諸君は「賛成」と、不同意の諸君は「反対」と記載してください。十分御留意お願いいたします。

これより投票を行います。

投票用紙の配付をいたします。

【佐々木（紀）、小松、佐々木（健）、今野書記投票用紙配付】

○議長（鈴木和夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【小松書記投票箱確認】

○議長（鈴木和夫君） 異常なしと認めます。

点呼を命じます。

【高橋次長の点呼に応じ各議員投票】

○議長（鈴木和夫君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【佐々木（健）書記議場開鎖】

○議長（鈴木和夫君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番湊貴信君、9番三浦晃君、10番高野吉孝君の3名を指名いたします。よって、3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

【立会人湊貴信君、三浦晃君、高野吉孝君立ち会いの上、高橋次長、佐々木（紀）書記開票】

○議長（鈴木和夫君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票25票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成24票、反対1票であります。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって、議案第79号副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

ただいま同意されました小野一彦氏がお見えになっておりますので、御挨拶をお願いいたします。

【小野一彦君登壇】

○（小野一彦君） 皆さん、おはようございます。小野でございます。

32年前に県庁に入りまして、スタートは由利農林事務所の土地改良課でございました。平成8年に由利地方部の商工観光担当を経て、現在に至っておりますが、当地域の皆様方には、たくさんの方から御指導をいただき、大変お世話になっております。

当時と比べまして、地域社会は変わった部分もありますけれども、地域をよくしたいという強い願いは今も変わらず、皆様方の心の中にあるということを今も強く教えていただいております。

新しい職につかせていただいた後も、長谷部市長のもと、住民の皆様方と地域への愛着ですとか危機感、あるいは希望を共有させていただきながら、市民の皆様方の幸せの

ために徹底的に汗を流してまいりたいと思います。

議会の皆様方におかれましては、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、追加提出議案に対する質疑を行います。

この際、本日追加提出されました議案第80号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

.....

午前10時23分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第80号に対する質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、総務及び産業経済常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

.....

午前11時17分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、これより報告第1号、議案第2号から議案第10号まで、議案第12号から議案第32号まで、議案第34号から議案第78号まで、議案第80号、陳情第1号から陳情第5号まで及び継続審査中の平成25年陳情第9号の計83件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

○総務常任委員長（佐藤勇君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係9件、補正予算8件、新年度予算6件、その他2件、陳情3件の計28件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります

が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第2号定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてであります。これは、早期退職募集制度に関して、国の制度改正と秋田県市町村総合事務組合の関連条例の制定に伴い、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第3号公共施設等維持補修基金条例の制定についてであります。これは、公共施設等の計画的な維持補修を図るため、その財源として基金を設置するに当たり、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第6号行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは、消費税率の改定に伴い、本年4月1日から行政財産使用料の算定率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第7号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、納税推進員制度を廃止するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第70号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。これは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

また、今回、職員の派遣を想定し、派遣できる団体として規則で定める団体は、公益社団法人秋田県農業公社（農地中間管理機構）である旨、当局の説明を受けております。

次に、議案第71号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第72号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、秋田県人事委員会の勧告に準じて、県内の民間の年間支給割合に見合うよう期末手当等の年間支給月数を引き下げ、支給額を減ずる措置を講ずるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、職員においては年間支給月数0.15月分、議員においては0.075月分をそれぞれ引き下げようとするものであります。

次に、議案第73号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第74号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、現下の経済社会情勢等に鑑み、市長等常勤の特別職と教育長の給料月額について、10%の減額期間を平成27年3月31日まで、さらに1年間延長するとともに、秋田県人事委員会の勧告に準じて、期末手当の年間支給月数を0.075月分引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。9件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第21号及び第22号財産の無償譲渡についてであります。これは、由利地域にある町村集落センターを町村部落会に、新上条集落センターを新上条自治会に、それぞれ建物本体と附帯する設備一式について無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定し

た次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第34号一般会計補正予算（第20号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款、7款、9款、10款、12款、21款、歳出では1款、2款、9款、13款、14款及び継続費2款の変更、繰越明許費2款の追加、地方債の追加・変更であります。

今回の補正は、全般にわたり年度末の精査に伴うものですが、人件費以外の主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。1款市税では、市民税、固定資産税などの収入見込みによる増額が主なものであり、7款ゴルフ場利用税交付金では、収入見込みによる減額であります。

9款地方特例交付金及び10款地方交付税では、交付額の確定による増額であります。

12款分担金及び負担金では、移動通信用鉄塔施設整備事業者分担金の減額、13款使用料及び手数料では、コミュニティバス等使用料及び市税督促手数料の増額であります。

14款国庫支出金では、生活再建対策事務委託金の減額と大沢川排水機場操作点検業務委託金の増額、15款県支出金では、県民税徴税費委託金の増額が主なものであります。

16款財産収入では、土地建物貸付収入や土地・物品・材木等の売払収入のほか、財政調整基金など基金運用収入の増額が主なものであります。

17款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金の増額、18款繰入金では、地域雇用創出推進基金繰入金の減額など、19款繰越金では、前年度繰越金の増額であります。

20款諸収入では、市税等に係る延滞金の増額のほか、防災行政無線の中継局修繕に係る災害保険収入の追加が主なものであります。

21款市債では、合併市町振興基金積立事業債及び地域づくり推進事業債の追加のほか、庁舎耐震改修事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。1款議会費では、精査による期末手当など議員報酬等の減額や、旅費ほか議会事務費の減額が主なものであります。

2款総務費では、精算見込みにより電子計算費、庁舎等整備費、自治振興費、選挙事務費などの各事業・事務費を減額するほか、公債費の繰上償還に向けた減債基金を初め、地域雇用創出推進基金、地域の元気臨時交付金基金、合併市町振興基金などの積立金の増額が主なものであります。

9款消防費では、避難路整備や避難所へのLED照明灯設置に係る事業費の確定による防災対策費の減額などであります。

13款諸支出金では、土地開発公社費の減額、14款予備費では、財源調整のための増額であります。

次に、継続費であります。2款総務費において、平成25年度から26年度の2カ年で設定している次期総合計画策定調査事業について、平成25年度の年割額を1万3,000円減額し、777万円に、継続費の総額を同様に減額し、1,201万2,000円にそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、繰越明許費であります。2款総務費において、旧鮎川小学校整備事業及び特別養護老人ホーム建設に係る地域総合整備資金貸付事業の2件の事業について、年度内

の事業完了が見込めないため、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。合併市町振興基金積立事業など7事業について起債限度額を設定するほか、消防庁舎建設事業など17事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第77号一般会計補正予算（第21号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では6款、10款、歳出では2款、14款及び繰越明許費2款の追加、地方債の追加・変更であり、主に国の補正予算に伴うものなどであります。

初めに、歳入であります。6款地方消費税交付金及び10款地方交付税において、それぞれ交付額の確定による増額であります。

次に、歳出であります。2款総務費では、矢島総合支所の改築に伴う現庁舎解体の実施設計において、アスベストが確認されたことによる、矢島総合支所庁舎アスベスト除去事業に係る経費の追加であり、14款予備費では、財源調整のための増額であります。

また、本事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費として追加しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。防災公園整備事業について起債限度額を設定するほか、消防施設整備事業など3事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第39号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、有線テレビ新規加入負担金などの減額のほか、有線テレビ及び電気通信の使用料、一般会計繰入金、保険収入などの増額、歳出では、電気料、伝送路・機器修繕料、ケーブルテレビ保守委託料など一般管理費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ671万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億1,642万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第40号地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、YBネット使用料、引き込み工事手数料、YBネット施設負担金の減額のほか、前年度繰越金及び保険収入などの増額、歳出では、事業費の精査によるYBネット運営費の減額であり、歳入歳出それぞれ45万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億2,617万円にしようとするものであります。

次に、議案第47号小友財産区特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、造林補助金の増額と基金繰入金の減額、歳出では、事業費の精査による管理会費、財産管理費の減額及び積立金の増額であり、歳入歳出それぞれ51万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,010万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号北内越財産区特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、造林分収金及び基金繰入金の減額、歳出では、積立金の減額であり、歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を264万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第49号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、基金運用収入の増額と基金繰入金の減額、歳出では、事業費の精査による財産管理費の減額であり、歳入歳出それぞれ5万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を82万6,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第52号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款から10款及び12款から21款、歳出では1款、2款、9款、12款から14款、債務負担行為及び地方債であります。

人件費や経常的な経費を除く主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

自主財源の根幹をなす1款市税では、法人市民税のほか、課税免除措置による入湯税の減少などを見込んでいるものの、均等割額の見直しに伴う個人市民税の増や、固定資産税などが前年比で増加となるなど、市税全体では前年度比1.2%、約9,100万円増の79億650万1,000円となり、歳入総額に占める割合は15.8%となっております。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金では、地方譲与税は前年と同額を計上、消費税率の引き上げや、自動車取得税率の引き下げを含め、地方消費税交付金においては増額を見込むほか、自動車取得税交付金などは減額となっております。

10款地方交付税では、地方財政計画により、およそ0.3%、5,135万円減の198億3,750万8,000円を見込んだものであります。

12款分担金及び負担金は、石脇財産区議会議員選挙費負担金など、13款使用料及び手数料では、コミュニティバス等使用料、文化交流館施設使用料、市税等の督促・証明手数料収入などであります。

14款国庫支出金では、生活再建対策事務委託金など、15款県支出金では、地籍調査事業、生活バス路線等維持などの補助金のほか、県民税徴税費、県議会議員選挙費、各種統計調査費などに係る委託金であります。

16款財産収入は、土地建物貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売払収入などあります。

17款寄附金では、一般寄附金など寄附金の存置項目であります。

18款繰入金では、財政調整基金、ふるさとさくら基金、地域雇用創出推進基金、地域の元気臨時交付金基金、ともしび基金など各基金、また各財産区会計からの繰入金であります。

19款繰越金は、前年同額とし、前年度繰越金2億円を見込んでおります。

20款諸収入では、市税等に係る延滞金、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金及び文化交流館公演等入場料収入などあります。

21款市債では、YBネット機器増設、由利高原鉄道運営支援、庁舎等耐震改修、文化交流館駐車場整備にかかわる各事業債が計上されております。

次に、歳出であります。

1款議会費では、議員報酬のほか出張旅費、会議録作成費、公用車リース料などを予算計上したものであります。

2款総務費では、本庁舎外壁等改修事業費、文化交流館カダーレ第2駐車場整備・本庁舎車庫及び倉庫改築事業費、松ヶ崎及び下川大内出張所の耐震改修事業費、合併10周年記念に係る市誌刊行及び式典開催事業費、公共施設等維持補修基金費、総合計画策定

事業費、ともしび基金を活用した移住定住対策事業費及びケーブルテレビ専用チューナー設置による高齢者買い物・見守り支援システム実証実験事業費などの新規事業を初め、生活バス路線等維持事業費、コミュニティバス運行事業費、YBネットサービス運営移行事業費、国民文化祭開催費、県議会議員の選挙事務費などが主なものであります。

9款消防費では、津波浸水予測区域である西目地域海士剥地内に津波避難タワー1基を整備する津波安全対策事業、鳥海山麓等での冬期間の遭難などに備えるため、雪上車を購入する冬期間遭難対策事業、本荘、岩城、西目地域の無線設備を増設・デジタル化に改修する同報系防災行政無線整備事業などを初めとする災害対策費及び水防費であります。

12款公債費は、長期債の元利償還金が主なものであります。

13款諸支出金は、国療跡地管理委託に係る土地開発公社費であります。

14款予備費は、前年度と同額の5,000万円を措置したものであります。

次に、債務負担行為であります。これは、市が平成27年10月を更新時期に、新システムへの移行に向けた準備を進めるため、内部情報系業務システム賃借料について、平成26年度から32年度までの7カ年を期間とし、4億6,824万円を限度額として設定するものであります。

最後に、地方債であります。臨時財政対策債のほか、消防庁舎建設事業など33事業において起債限度額を設定しようとするものであります。

次に、議案第57号情報センター特別会計予算であります。歳入では、新規加入をケーブルテレビ200件、インターネット250件と見込み、それぞれの負担金、使用料のほか、一般会計繰入金、衛星放送視聴料などが主なものであり、歳出は、総務費では、施設の維持管理費、番組制作費など、電気通信経費では、インターネット上位回線使用料、保守管理等の委託料など、公債費では、長期債の元利償還金を計上するほか、消費税、予備費を措置するもので、歳入歳出予算の総額を4億330万3,000円とするものであります。

次に、議案第58号地域情報化事業特別会計予算であります。歳入では、矢島地区のフレッツ光への移行などを加味し、YBネット使用料、光ファイバー貸付収入のほか、一般会計繰入金などが主なものであり、歳出では、インターネット関連の回線使用料、設備保守委託料などのYBネット運営費のほか、起債に係る元利償還金、予備費を措置するもので、歳入歳出予算の総額を1億1,291万円とするものであります。

次に、議案第65号小友財産区特別会計予算であります。歳入では、造林補助金、財産運用・売払収入、基金繰入金、前年度繰越金を見込み、歳出では、管理会委員報酬などの管理会運営費、山林作業等賃金などの財産維持費、各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を281万1,000円とするものであります。

次に、議案第66号北内越財産区特別会計予算であります。歳入では基金繰入金など、歳出では秋田県水源林造林協議会負担金、一般会計への繰出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を1万6,000円とするものであります。

次に、議案第67号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入では、土地貸付収入、基金繰入金など、歳出では、山林等財産の維持管理に要する経費のほか、各種団体への

補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を87万6,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議案第52号一般会計予算の歳出9款に計上されております防災対策費の津波避難タワーの設置に関して、現地調査に赴くなど慎重に審査いたしました。委員より「防災を念頭に置く事業であり、津波に限らず、地震、津波、火災といった一連の災害を想定した総合的な見地から十分に研究して、より安全かつ効果のある施設整備に向けて進めていただきたい」との要望がありましたので、申し添えます。

続いて、本日追加提出されました案件であります。

議案第80号一般会計補正予算（第22号）であります。これは、岩城風力発電設備修繕に係る一般財源分として、歳出14款予備費を減額し、組み替え補正しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

初めに、陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての陳情及び陳情第3号特定秘密保護法廃止についての意見書提出を求める陳情であります。これらは、いずれも特定秘密保護法を廃止することについて、国に対する意見書の提出を求める内容であり、この2件の陳情については、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第5号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情であります。これは、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のため、非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法の改正と、均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を臨時・非常勤職員に適用させるための法整備を図ることについて、国に対する意見書の提出を求める陳情であります。現状の把握とパート労働法の趣旨との関係など、さらに研究する必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 午後1時まで休憩します。

午前11時50分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育民生常任委員長の報告を求めます。13番高橋和子さん。

【教育民生常任委員長（高橋和子君）登壇】

○教育民生常任委員長（高橋和子君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、専決処分報告1件、条例関係12件、平成25年度補正予算8件、新年度予算7件、その他2件、陳情1件の計31件であります。

なお、これに継続審査中の陳情 1 件を加えました32件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第 1 号公の施設の利用に関する協議専決処分報告についてであります。これは東京都大田区が保育を実施する児童について、同区より 2 月 1 日から本市の市立保育所へ広域入所することについての申し込みがあったことから、同市との協議により由利本荘市立保育所の使用に関する協定を締結したものであり、この専決処分につきましては、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例関係について御報告申し上げます。

初めに、議案第 4 号子育て支援センター条例の制定についてであります。これは地域での子育て支援の基盤形成などを目的に、これまでも保育園に併設されていた由利、大内及び鳥海子育て支援センターについて、その目的、機能などを明確化するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 5 号消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてであります。これは、消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 8 号市営墓地条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、新山野墓園の拡張が今月末で完了することに伴い、新区画の永代使用料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 9 号火葬場条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、施設の老朽化と利用者減少により、本年度末をもって鳥海斎場やすらぎ苑を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 10 号一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、環境影響調査の結果、水質等に異常がないことから岩城一般廃棄物最終処分場を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 12 号保育所設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、入所率が低下している直根保育園を川内保育園に統合することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 13 号老人福祉施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、東光苑、鳥寿苑などの老人福祉施設の管理について、指定管理者制度の導入を可能とするために、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 16 号消防手数料条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、消費税率の引き上げなどを理由とする地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、各種消防手数料の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 17 号市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、出羽中学校及び大内中学校を統合し、来春開校予定の大内地域統合中学校について、教育委員会での決定を受け、その名称及び位置を規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、新しい中学校の名称は「大内中学校」とし、現在の出羽中学校校舎を活用、平

成27年4月1日から条例を施行しようとするものであります。

次に、議案第18号社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第19号青少年問題協議会条例の一部を改正する条例案についてであります。これらは、上位法の一部改正に伴い、委員の委嘱、資格等に関し、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号障害者自立支援対策臨時特例交付金基金条例を廃止する条例案についてであります。同基金については、障害者自立支援特別対策事業の市負担分を積み立ててきたものであります。同事業の実施期間が終了したことによる基金の精算に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました12件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第23号財産の無償譲渡についてであります。これは、道川保育園及び道川学童保育施設の建物本体と備品一式を、社会福祉法人岩城保育会に無償で譲渡しようとするものであります。

来年度からの完全民営化に伴うものであり、譲渡の相手方である岩城保育会は、平成15年から施設の運営に携わっているほか、現在も指定管理者としての実績を有していることから、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第28号平成26年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、平成26年度一般会計から1億円以内を介護サービス事業特別会計へ繰り入れるに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成25年度補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第34号一般会計補正予算（第20号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から16款、18款、20款、21款と、歳出2款から5款、9款、10款及び継続費4款、9款、10款であります。

今回の補正は、歳入歳出とも全般にわたり事業費確定または精算見込みによる補正であり、人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金の追加のほか、保育所入所者負担金滞納繰越分の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、各清掃センター焼却場使用料の追加のほか、食の自立支援手数料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金では、児童手当負担金及び循環型社会形成推進交付金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、秋田県灯油購入費助成事業費補助金の追加のほか、保険基盤安定制度負担金、延長保育促進事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入の追加が主なものであります。

18款繰入金では、残余基金返納のための障がい者自立支援対策臨時特例交付金基金繰入金の追加が主なものであります。

20款諸収入では、過年度分療養給付費返還金及び老人保健診療報酬返還金の追加のほか、地域支援事業受託収入の減額が主なものであります。

21款市債では、福祉医療拡大事業債の追加のほか、本荘清掃センター基幹的設備改良事業債及び、消防庁舎建設事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、1項総務管理費において、交通指導隊費の減額が主なものであり、3項戸籍住民基本台帳費においては、戸籍住民基本台帳費の減額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、障がい者自立支援対策臨時特例交付金基金返還金など、障がい者総合支援費の追加のほか、介護資格取得・介護労働力確保事業費及び、国民健康保険特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

2項児童福祉費においては、保育所入所措置事業費、児童手当給付費及び各保育園運営費の減額が主なものであります。

3項生活保護費においては、生活保護事務費の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、診療所運営特別会計への繰出金の追加のほか、各種検診に係る委託料の減額が主なものであります。

2項清掃費においては、本荘清掃センター基幹的設備改良事業に係る経費の減額が主なものであります。

5款労働費では、1項労働諸費において、矢島勤労青少年ホーム管理費の減額であります。

9款消防費では、1項消防費において、消防庁舎建設事業に係る経費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、遠距離通学者への定期券購入支援及び岩城小学校スクールバス購入に係る経費の減額が主なものであります。

2項小学校費においては、各小学校の燃料費及び光熱水費の追加のほか、岩谷小学校改修工事や各校トイレ洋式化に係る工事請負費の減額が主なものであります。

3項中学校費においては、各中学校の燃料費及び光熱水費の追加のほか、大内中学校グラウンド整備に係る経費の減額が主なものであります。

4項幼稚園費においては、幼稚園就園助成事業費の減額が主なものであります。

5項社会教育費においては、各社会教育施設の燃料費及び光熱水費の追加のほか、石沢体育館及び西目公民館シーガルにおける各種改修工事の完了、アクアパル改修事業の精査に伴う関係経費の減額が主なものであります。

6項保健体育費においては、由利体育館耐震改修工事完了に伴う関係経費の減額が主なものであります。

次に、継続費についてであります。

初めに、4款衛生費の本荘清掃センター基幹的設備改良事業において、平成25年度の年割額を9億1,496万2,000円から2億7,169万円に、平成26年度の年割額を20億8,031万3,000円から19億8,045万1,000円にし、総額を29億9,527万5,000円から22億5,214万1,000円に変更しようとするものであります。

次に、9款消防費の消防庁舎建設事業において、平成25年度の年割額を13億2,567万7,000円から4億5,850万円に、平成26年度の年割額を13億7,818万4,000円から21億

4,634万円にし、総額を27億386万1,000円から26億484万円に変更しようとするものであります。

次に、10款教育費の東由利中学校改築事業において、平成26年度の年割額を12億9,332万9,000円から12億3,565万円にし、総額を14億3,848万5,000円から13億8,080万6,000円に変更しようとするものであります。

次に、議案第77号一般会計補正予算（第21号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、21款と、歳出3款、9款、10款及び繰越明許費3款、9款、10款であり、主に国の補正予算に伴うものであります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金は、消防施設整備費補助金及び学校施設環境改善交付金の追加が主なものであります。

21款市債では、消防施設整備事業債及び大内地域中学校改修事業債の追加であります。

次に、歳出についてであります。歳出3款民生費では、法改正に伴う障がい者福祉システムの改修事業に係る経費の追加であります。

9款消防費では、消防救急無線デジタル化整備事業に係る経費の追加であります。

10款教育費では、大内地域の中学校統合に向けた出羽中学校大規模改修事業に係る経費の追加であります。

また、これらの事業については、年度内完成が困難であることから、繰越明許費として追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第35号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、収入見込みによる国民健康保険税、前年度繰越金の追加のほか、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の減額であります。

また、歳出においては、支出見込みによる療養給付費及び予備費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億8,751万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を101億8,884万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第36号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、収入見込みによる医療保険料の追加が主なものであります。また、歳出では、精算見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ680万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億6,487万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第37号診療所運営特別会計補正予算（第6号）についてであります。歳入においては、収入見込みによる診療収入の減額のほか、一般会計繰入金の追加が主なものであります。また、歳出では、医薬材料費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ63万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億4,479万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第38号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の追加が主なものであります。また、歳出では、基金積立金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ195万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,235万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第41号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金及び貸付金元金収入の追加であります。また、歳出では、奨学資金基金積立金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ802万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7,640万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第42号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、年度末精査によるサービス収入及び前年度繰越金の追加が主なものであります。また、歳出では、予備費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ4,580万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億8,709万8,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の特別会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第52号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から18款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款及び債務負担行為であります。

その主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。11款は、交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金及び保育所入所者負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料が主なものであります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金が主なものであります。

15款県支出金では、障がい者自立支援給付費負担金、福祉医療費補助金及び再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業補助金が主なものであります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入が主なものであります。

17款寄附金は、レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定寄附金であります。

18款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金が主なものであります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入及び居宅介護予防サービス計画費収入が主なものであります。

21款市債では、本荘清掃センター基幹的設備改良事業債、消防庁舎建設事業債及び東由利中学校改築事業債が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費が主なものであります。

3款民生費では、消費税率の引き上げに伴い、低所得者の負担軽減や子育て世帯への影響を緩和するための臨時福祉給付金給付事業費及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費を初め、介護保険費、後期高齢者医療費、障がい者総合支援費、保育所入所措置に係る経費、児童手当給付費及び生活保護に係る経費が主なものであります。

4款衛生費では、各種検診や予防接種に係る経費、東北由利本荘・にかほ地域消化器がん研究寄附講座寄附金、塵芥収集費、本荘清掃センター基幹的設備改良事業及び各ご

み処理施設に係る経費のほか、し尿処理施設に係る分担金が主なものであります。

5 款労働費は、矢島勤労青少年ホームの管理費であります。

7 款商工費は、消費者保護対策事業に係る経費であります。

9 款消防費では、常備消防の管理費、消防団活動に係る経費のほか、各消防車両購入や耐震性貯水槽の整備に係る経費及び消防庁舎建設事業に係る経費が主なものであります。

10 款教育費では、幼稚園、小中学校及び各教育・体育施設の管理に係る経費のほか、東由利中学校の改築や道川小学校解体、アクアパル改修及び旧勤労青少年ホーム解体に係る経費が主なものであります。

次に、債務負担行為についてであります。これは、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について、平成26年度から平成33年度まで、利子補給については、償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については、金融機関が融資した額の10%に相当する額を、それぞれ限度額として設定するものであります。

次に、議案第53号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入においては、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等及び共同事業拠出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を99億1,068万9,000円とするものであります。

次に、議案第54号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入においては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7億6,705万9,000円とするものであります。

次に、議案第55号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては、診療収入、一般会計繰入金及び診療所整備事業債、歳出では、新しい医師を迎えるに当たっての医療機器等備品購入費を初めとする各診療所運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を4億7,184万8,000円とするものであります。

また、地方債として診療所整備事業の起債限度額等を設定するものであります。

次に、議案第56号受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては、休日診療収入及び休日診療所受託事業収入、歳出では、休日診療所運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を1,062万9,000円とするものであります。

次に、議案第59号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入においては、貸付金元金収入、歳出では、継続及び新規を含めた133名分の貸付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を6,748万円とするものであります。

次に、議案第60号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入においては、サービス収入、繰入金、繰越金、歳出では、介護サービス事業に係る経費や鳥寿苑、東光苑及び白百合苑に係る償還金元金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7億6,800万7,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第4号手話言語法制定を求める意見書提出についての陳情についてであ

りますが、これは手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定について、国に対する意見書の提出を求める陳情であります。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成25年陳情第9号「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書提出についての陳情についてであります。願意は十分理解できるものの、国が実施してきた施策もあり、一概には採択すべきとは言えない旨の意見があり、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。20番佐藤譲司君。

【産業経済常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

○産業経済常任委員長（佐藤譲司君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、条例関係1件、補正予算3件、新年度予算2件、その他2件、陳情1件の計9件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第14号岩城農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例案ですが、これは、岩城第2農産物処理加工施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。なお、当加工施設については、普通財産として貸し付ける予定であります。

この条例の一部改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定についてであります。今年度末で指定管理期間が満了となる道の駅岩城内にある岩城活魚センターを選定委員会での審議結果に基づき、指定管理者を岩城アイランドパーク株式会社として、平成26年4月1日から4カ年指定しようとするものであります。

この公の施設の指定管理者の指定につきましては、条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第32号スキー場運営特別会計への繰入れについてであります。これは、新年度予算において、一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。この特別会計には事業推進のため1億2,000万円以内を繰り入れしようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、補正予算であります。

議案第34号一般会計補正予算（第20号）ですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から16款、20款、21款、歳出では6款、7款、11款、13款及び繰越明許費では6款、11款であります。

本補正予算につきましては、全般にわたり事業費の確定・精査や実績見込みが中心となっておりますが、人件費以外の主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、測量設計委託料確定による農地農業用施設災害復旧費分担金の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、ふれあい農場など農業施設や八塩いこいの森など観光施設及び企業支援貸し工場等、使用料の増減額が主なものであります。

14款国庫支出金につきましては、漁業施設災害復旧負担金過年度収入分の追加であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額のほか、青年就農給付金事業助成金、森林整備地域活動支援交付金及び地域水産物供給基盤整備償還助成事業費補助金など、農林水産業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入につきましては、市有林間伐材等売払収入の追加が主なものであります。

20款諸収入につきましては、森林農地整備センター造林受託事業収入の減額のほか、市有林伐採補償費の追加が主なものであります。

21款市債につきましては、道川、西目漁港に係る水産業債及び農地農業用施設災害復旧事業債の減額が主なものであります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、3目農業振興費では、青年就農給付金事業助成金、農業6次産業化支援事業費補助金の減額及び農地集積協力金の追加が主なものであります。

5目畜産業費では、草地林地一体的利用総合整備事業費負担金及び農業夢プラン実現事業費補助金の減額が主なものであります。

6目畜産業施設費では、放牧場や畜産センター等運営費の減額が主なものであります。

7目農地費では、戦略作物生産拡大基盤整備事業費補助金の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、森林整備地域活動支援交付金及び市の公有林管理委託料の減額が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、松ヶ崎漁港補修工事費の減額が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、中小企業融資斡旋資金事業費及び緊急商工業振興支援事業費の減額が主なものであります。

3目工業振興費では、公有財産購入費の減額が主なものであります。

5目観光費では、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金を活用した観光施設利用促進事業などの各委託事業費の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、電気料値上げや燃料の高騰による温泉施設における指定管理料の増額や、桑ノ木台湿原魅力アップ事業費の減額が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、林道及び農地農業用施設の災害復旧事業費の減額であります。

13款諸支出金につきましては、立木査定評価額の精査による公有財産購入費の減額で

あります。

次に、繰越明許費であります。6款では、県営担い手育成基盤整備事業や漁港施設機能強化事業など4事業において、11款では、農地農業用施設災害復旧事業及び林道災害復旧事業において、年度内に完了することが困難なため、それぞれ繰越明許費を追加しようとするものであります。

次に、議案第46号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、鳥海オコジョランドスキー場におけるリフト収入の減額が主なものであります。一方、歳出では、矢島スキー場の営業日数延長に伴う賃金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ5万円を減額し、歳入歳出予算総額を1億5,800万円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、新年度予算であります。

初めに、議案第52号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から16款、18款、20款、21款、歳出では5款から7款、11款及び債務負担行為であります。その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、道の駅岩城の各施設の電力使用に係る負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、ふれあい農場及び放牧場などの農林水産業使用料、大内及び石脇の貸し工場使用料や、こどもの国、青少年旅行村及び八塩いこいの森などの観光施設使用料、また堆肥運搬に係る手数料が主なものであります。

14款国庫支出金につきましては、農地の区画拡大と暗渠排水を行う農業基盤整備促進事業費補助金であります。

15款県支出金につきましては、起業支援型地域雇用創造事業を実施するための緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金のほか、中山間地域等直接支払交付金、農業夢プラン実現事業費補助金、森林整備地域活動支援交付金、地域水産物供給基盤整備償還助成事業費補助金など農林水産部門の各事業に対する補助金、県と協働で実施する鳥海山を核とした広域観光プロジェクトに係るあきた未来づくり交付金など商工費補助金、また防災ダムと祓川山荘の管理に要する委託金が主なものであります。

16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入などの運用収入や、市の公有林間伐材等売払収入、家畜売払収入や風力発電売電収入など生産物売払収入が主なものであります。

18款繰入金につきましては、本荘石脇コミュニティセンター等基金繰入金であります。

20款諸収入につきましては、労働金庫預託金、漁業協働組合貸付金及び第三セクターへの貸付金に係る回収金のほか、雇用創造協議会貸付金元利収入、また農林水産業、商工業部門に係る雑入が主なものであります。

21款市債につきましては、県営経営体育成基盤整備負担金事業債や漁港整備に係る水産業債、ゆりの里交流センター大規模改修に係る商工債が主なものであります。

続いて、歳出であります。主要事業を中心に御報告申し上げます。

5 款労働費につきましては、地域雇用創出推進基金を活用し、求職者を対象にパソコンやビジネスマナー研修を行う緊急就職支援研修事業、林地残材の買い入れを実施し、小規模林業手法による雇用創出の有効性を確認する雇用創出実践事業、雇用機会の創出、拡大のための新規雇用奨励助成金や雇用支援対策助成金のほか、雇用拡大、人材育成、就職促進に資するための実践型雇用創造事業を実施するに当たり、円滑な事業運営を図るための雇用創造協議会への貸付金が主なものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費につきましては、1 目農業委員会費では、委員報酬等や農業者年金業務受託事業費が主なものであります。

3 目農業振興費では、新規就農者の機械、施設、繁殖用雌牛等の導入を支援する新規就農者経営開始支援事業費補助金、高品質、良食味米の安定生産推進を目的とした土壌改良材の購入等に対し支援する由利本荘米ブランド支援事業費補助金、離職者を雇用した農業法人等に対し支援する農業・6 次産業化雇用支援事業費補助金、農地集積に協力する離農等農業者に対する農地集積協力金のほか、今年度に引き続き、農業夢プラン実現事業、中山間地域等直接支払事業費補助金、青年就農給付金事業も計上されております。

4 目農業施設費では、各農村交流施設や農産加工施設に係る管理費が主なものであります。

5 目畜産業費では、ブランド確立のため、生産から流通販売、消費拡大までを支援する秋田由利牛振興対策事業費、子牛生産地としての信頼性の確保と畜産農家の経営安定を図るための牛遺伝病等検査事業費補助金が主なものであります。

6 目畜産業施設費では、放牧場、畜産センター等に係る運営費が主なものであります。なお、新年度より、ゆり高原ふれあい農場については指定管理者制度を導入し、秋田由利牛の基幹農場として地域の畜産振興を図るものであります。

7 目農地費では、本荘柴野地区、鳥海平根地区の基盤整備事業及び西目発電所の設備、配電等の更新に係る土地改良事業費のほか、土地改良助成事業費、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業費が主なものであります。

6 款 2 項林業費につきましては、民有林及び市の公有林整備・維持管理事業費のほか、林道維持費、ナラ枯れ被害調査や伐倒処理などに係る水と緑の森づくり税事業費、ペレットストーブ等設置に対する補助を行う地域木材利活用振興事業費が主なものであります。

6 款 3 項水産業費につきましては、西目漁港護岸の延伸や防波堤のかさ上げ及び松ヶ崎漁港の航路、泊地のしゅんせつに要する経費が主なものであります。

7 款商工費、1 項商工費につきましては、2 目商工振興費では、商工会補助金のほか、新年度より対象を市内全域とする空き店舗対策事業費補助金、中小企業融資斡旋資金事業費が主なものであります。

3 目工業振興費では、製造業等離職者の起業に対し、初期投資等に要する経費を助成する起業支援助成事業費、石脇工場の従業員増加に対応するため、駐車場を整備するための企業支援貸し工場管理事業、工場等立地促進条例適用企業に対する雇用奨励金が主なものであります。

5目観光費では、今年度で廃止となる鳥海オコジョランドスキー場の索道施設、スキーハウス等の解体事業費のほか、県と協働で実施する鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクトとして、鳥海山麓2次交通アクセスのバス運行事業の委託や、花立クリーンハイツ耐震診断及び実施設計、桑ノ木台湿原休憩所等の実施設計を行うあきた未来づくりプロジェクト推進事業費が主なものであります。

6目観光施設費では、温泉施設を初めとする各観光施設の指定管理委託料などの維持管理費のほか、日本海東北自動車道下り線に無料休憩所を設置し、本市の観光及び特産品等のPRを行うための西目パーキングエリア活用事業費、ゆりの里交流センターの冷暖房施設や浴室等改修のための大規模改修事業費が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、昨年9月の豪雨により被災した農業用ため池及び林道の復旧に係る災害復旧事業費が主なものであります。

次に、債務負担行為であります。これは、三望苑から新山野墓園へ下る遊歩道敷地の賃借料として、期間を平成27年度からの4カ年、限度額を24万円として設定するものであります。

なお、審査の過程において、委員より、6款、1項、2目農業総務費及び7款、1項、1目商工総務費に、それぞれ新年度より予算措置されている食糧費について、出席する会議等は厳選し、その執行には明確な基準を設けるなど、適正な事務処理をしていただきたい旨の発言がありましたことを申し添えます。

次に、議案第64号スキー場運営特別会計予算であります。

歳出につきましては、矢島スキー場の維持管理費のほか、償還金が主なもので、これらの財源として、事業収入と一般会計繰入金などを充てるものであり、歳入歳出予算の総額を1億4,326万8,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました新年度予算2件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加提出されました議案第80号一般会計補正予算（第22号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出7款であります。

これは、1項商工費において、3月6日未明の落雷により機械室の電流交換装置が破損したため、岩城風力発電施設修繕費を追加しようとするものであります。なお、破損した装置の修繕とあわせ、新たに落雷防止対策を行うとの説明を受けております。

以上、御報告申し上げました本補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

陳情第2号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情であります。これは、最低賃金の大幅引き上げ、中小企業憲章を踏まえた中小企業基本法、下請二法などの改正、雇用の創出と安定に資する施策の実施など、6項目についての意見書を国に提出することを求めるものであります。労働者及び使用者双方の観点から慎重に審査した結果、法令の改正にかかわる陳情項目について、現行法令で十分に対応できているのではないかとといった意見もありましたが、陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番長沼久利君。

【建設常任委員長（長沼久利君）登壇】

○建設常任委員長（長沼久利君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例関係3件、平成25年度補正予算8件、平成26年度予算6件及びその他6件の計23件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、議案第75号法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第76号河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。

これらは、法律に基づく4月1日からの消費税率の改定に伴い、料金の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第24号市道路線の認定についてであります。

これは、総合防災公園整備などに伴い、石ノ花環状線を認定しようとするものであります。

続いて、議案第26号水道事業会計資本金の額の減少について及び議案第27号ガス事業会計資本金の額の減少についてであります。

これらは、平成26年度から適用される地方公営企業法改正による会計基準の見直しに伴い、平成25年度企業会計の自己資本金を水道事業において43億4,754万8,053円、ガス事業において3,133万8,920円減少することについて、公営企業法第32条第4項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

続いて、議案第29号下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第30号集落排水事業特別会計への繰入れについて及び議案第31号簡易水道事業特別会計への繰入れについての3件であります。

これらは、平成26年度各特別会計において、一般会計から下水道事業及び集落排水事業へそれぞれ13億円以内、また簡易水道事業へ6億円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

続いて、平成25年度各会計の補正予算であります。いずれも年度末の精査による補正が主な内容であります。

初めに、議案第34号一般会計補正予算（第20号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款、繰越明許費では8款及び11款であります。

歳入では、13款使用料及び手数料において、公園使用料の減額であります。

14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金及び生活再建対策事務委託金の減額であります。

15款県支出金では、木造住宅耐震診断・改修補助金の減額及び土地取引届出等に関する事務交付金の追加が主なものであります。

20款諸収入では、自動車損害保険収入の追加が主なものであります。

21款市債では、道路改良事業債、除雪機械整備事業債の減額のほか、公営住宅建設事業債の追加であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、3項水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加及び水質検査委託料の減額であります。

6款農林水産業費では、1項農業費において、集落排水事業特別会計への繰出金の減額であります。

8款土木費では、地域の元気臨時交付金事業など各事業費及び下水道事業特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、阿多良瀬橋の橋梁災害復旧事業費の減額のほか、11月に被災した鳥海地域の市道亀森線及び東由利地域の稲子沢線の復旧事業費の追加が主なものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。

8款土木費では、社会資本整備総合交付金事業など5件の事業、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、現年災害及び単独災害の災害復旧事業についてそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議案第43号下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

歳入では、事業費精査によるもののほか、下水道負担金、下水道使用料及び繰越金の追加が主なものであります。歳出では、各地区事業費の減額のほか、光熱水費など処理施設維持管理費の追加が主なものであります。歳入歳出それぞれ9,466万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を26億2,095万2,000円にしようとするものであります。

繰越明許費であります。本庄処理区の公共下水道事業について設定しようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業などの起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第44号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入では、事業費精査によるもののほか、農業集落排水分担金、使用料の減額、繰越金の追加が主なものであります。歳出では、施設維持管理費及び各地区事業費の精査によるもののほか、秋田県土地改良事業団体連合会特別賦課金の追加が主なものであります。歳入歳出それぞれ123万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億1,836万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第45号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入では、水道使用料及び水道管移設補償費など雑入の減額、一般会計繰入金の追加が主なものであります。歳出では、施設維持管理費の減額が主なものであります。歳入歳出それぞれ676万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を8億1,870万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号水道事業会計補正予算（第4号）であります。

初めに、年間総給水量であります。給水実績及び見込みにより14万9,600立方メートルを減量し、773万4,000立方メートルにしようとするものであります。

次に、収益的収入では、売り上げ見込みによる水道料金及び事業費の翌年度繰り越し

による消費税及び地方消費税還付金の減額であります。水道事業収益の予定額を2,755万8,000円減額し、総額を16億4,959万円にしようとするものであります。

同じく支出では、消費税及び地方消費税の追加であります。水道事業費用の予定額を1,996万9,000円追加し、総額を14億3,709万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、事業費の翌年度繰り越しによる企業債及び工事負担金の減額であります。予定額を1億3,199万2,000円減額し、総額を11億100万8,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、拡張改良費の減額であります。予定額を3,870万円減額し、総額を21億4,062万2,000円にしようとするものであります。

債務負担行為の補正であります。企業会計システム賃借料の限度額を減額しようとするものであります。

また、企業債の補正であります。水道施設整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第51号ガス事業会計補正予算（第5号）であります。

初めに、主な建設改良事業であります。本支管敷設工事の事業予定量を4,800万円減額し、1億7,319万3,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出では、消費税及び地方消費税の追加、企業債利息の減額が主なものであります。ガス事業費用の予定額を407万7,000円追加し、総額を11億93万1,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、企業債及び関連工事である田尻野地区の下水道工事の計画変更などによる工事負担金の減額であります。予定額を5,850万円減額し、総額を1億5,847万6,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、本支管敷設費の減額が主なものであります。予定額を4,784万1,000円減額し、総額を4億8,449万9,000円にしようとするものであります。

債務負担行為の補正であります。企業会計システム賃借料の限度額を減額しようとするものであります。

また、企業債の補正につきましては、供給設備整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次の2件の補正予算についてであります。主に国の補正予算に伴う事業費の追加であります。

議案第77号一般会計補正予算（第21号）であります。歳入では14款及び21款、歳出では8款及び11款、繰越明許費では8款及び11款であります。

歳入では、社会資本整備総合交付金及び公営住宅建設事業債の追加であります。

歳出では、8款土木費において、下水道事業特別会計繰出金のほか、公園施設長寿命化計画に基づく掃部公園の整備事業費及び滝沢館団地建設事業費の追加であります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、労務単価の上昇に伴う事業費の追加であります。

次に、繰越明許費の補正であります。

8款土木費では、安全・安心対策緊急総合支援事業及び滝沢館団地建設事業を追加しようとするものであります。

また、11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、現年災害の災害復旧事業について増額変更しようとするものであります。

次に、議案第78号下水道事業特別会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入では、下水道事業費補助金、一般会計繰入金及び公共下水道事業債の追加であります。歳出では、本荘処理区公共下水道、田尻野幹線支線工事費の追加であります。歳入歳出それぞれ7,560万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を26億9,655万2,000円にしようとするものであります。

繰越明許費であります。本荘処理区に係る公共下水道事業について増額変更しようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業の起債限度額を追加しようとするものであります。

続いて、新年度予算であります。

初めに、議案第52号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などあります。

14款国庫支出金では、浄化槽整備、簡易給水施設整備、防犯灯設置、道路新設改良、除雪機械整備など各事業に関する補助金であります。

15款県支出金では、電源立地地域対策交付金及び県道除雪委託金などあります。

20款諸収入では、土木雑入において、土地区画整理事業清算金などあります。

21款市債では、各事業にかかわる市債であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、2項清掃費では、浄化槽設置事業費、3項水道費では、水道事業会計への補助金、簡易水道事業特別会計への繰出金のほか、東由利地域の板戸地区簡易給水施設整備事業費などあります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金であります。

8款土木費では、道路及び橋梁の維持管理や新設・改良、除排雪、土地区画整理、下水道、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

経常的な経費を除いた主な内容として、新規事業では、本荘地区の除雪機械を、維持作業車両も含めて通年格納可能な除雪ステーションの整備にかかわる、平成27年度建設に向けた設計業務委託料などあります。その他、年次計画に基づく維持管理費の低減を目指し、2,980基の防犯灯を水銀灯から、省エネルギーと長寿命のLEDへ交換する事業を初めとして、下水道事業繰出金及び土砂崩落技術調査委員会費、道路新設改良及び補修、除雪機械更新、羽後本荘駅東西自由通路調査、公共施設耐震診断、住宅リフォーム資金助成事業費などあります。

11款災害復旧費では、単独災害に係る復旧経費が主なものであります。

次に、議案第61号下水道事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収及び台帳作成業務に関する経費、各処理施設の維持管理費、本荘処理区の管路整備、道川処理区の処理施設長寿命化事業費及び

各処理区の計画策定費であります。

財源については、下水道費負担金、使用料、社会資本整備総合交付金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を28億618万5,000円にしようとするものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第62号集落排水事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収事務経費、各処理施設の維持管理費、6処理区の機能診断調査、由利第七、第九地区処理施設の機能強化及び田代黒淵地区の整備事業費であります。

財源については、農業集落排水分担金、施設使用料、農山漁村地域整備交付金、汚水処理施設整備交付金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を22億2,247万円にしようとするものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第63号簡易水道事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収事務及びメーター検針等に関する経費、水道施設の維持管理費、東由利簡易水道及び大内第三簡易水道の施設整備事業費であります。

財源については、水道使用料、水道施設整備費補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を8億9,086万4,000円にしようとするものであります。

また、簡易水道事業における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第68号水道事業会計予算であります。

業務予定量について、給水戸数を2万2,850戸、年間総給水量を782万5,000立方メートルと見込むものであります。

収益的収入では、水道料金、料金徴収事務受託料、一般会計補助金、国・県補助金及び工事負担金などが主なものであり、水道事業収益の予定額を19億5,012万円にしようとするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を17億672万5,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、下水道事業などに伴う水道管移設工事負担金及び一般会計出資金であり、予定額を4億8,682万円にしようとするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、子吉浄水場耐震化・改良工事、下水道事業関連の配水管移設工事費及びリース資産購入費などが主なものであり、予定額を12億9,045万3,000円にしようとするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第69号ガス事業会計予算であります。

業務予定量について、供給戸数を8,230戸、年間総販売量を825万7,000立方メートルと見込むものであります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金及び長期前受金戻入などが主なものであり、ガス事業収益の予定額を13億713万5,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費及び企業債利息などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を11億8,775万6,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、公共下水道事業などに伴うガス管移設工事負担金であり、予定額を1億3,281万5,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、国道・市道改良及び下水道事業に伴うガス管移設などの工事費が主なものであり、予定額を4億5,665万9,000円にしようとするものであります。

また、供給設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました全ての案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、国療跡地利活用特別委員長の報告を求めます。15番渡部聖一君。

【国療跡地利活用特別委員長（渡部聖一君）登壇】

○国療跡地利活用特別委員長（渡部聖一君） 国療跡地利活用特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算2件、新年度予算1件の計3件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第34号一般会計補正予算（第20号）についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳出2款、8款及び繰越明許費2款であります。

歳出2款総務費では、1項総務管理費において、国療跡地利活用事業における竜巻1号線他測量調査道路詳細設計業務委託について、8款土木費では、5項都市計画費において、本事業における都市計画決定及び防災公園整備事業認可申請に係る業務委託について、それぞれ事業費の確定により委託料を減額しようとするものであります。

また、繰越明許費についてであります。2款総務費、1項総務管理費において、本事業における基本設計委託業務について、今年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として追加しようとするものであります。

次に、議案第77号一般会計補正予算（第21号）についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、21款、歳出では8款、繰越明許費8款であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金を、21款市債では、防災公園整備事業債をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、歳出8款土木費についてであります。5項都市計画費において、本事業における総合防災公園実施設計業務及び地質調査業務の委託費を追加しようとするものであります。

なお、この業務につきましては、国の補正予算に伴い、前倒しで予算措置することから、繰越明許費として追加し、早期の事業着手を目指すものであります。

以上、御報告申し上げました2件の一般会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

議案第52号一般会計予算についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款及び21款並びに歳出8款であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金、21款市債では、防災公園整備事業債であります。

次に、歳出8款土木費についてであります。5項都市計画費において、本事業における総合防災公園整備に要する経費及び土地開発公社からの当該事業用地の買い戻しに係る費用が主なものであります。

以上、御報告申し上げました新年度予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、国療跡地利活用特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、午後2時45分まで休憩します。

午後 2時34分 休 憩

午後 2時45分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び報告・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案・陳情を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、報告・議案・陳情の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（鈴木和夫君） 日程第6、報告第1号公の施設の利用に関する協議専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、承認することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第7、議案第2号定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について及び日程第8、議案第3号公共施設等維持補修基金条例の制定についての2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号及び議案第3号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第9、議案第4号子育て支援センター条例の制定について及び日程第10、議案第5号消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号及び議案第5号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第11、議案第6号行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 議案第6号由利本荘市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案に反対討論をいたします。

この条例案は、国の消費税率の改定に伴う条例改正であります。

4月1日から消費税の税率が現在の5%から8%に増税されます。西目駅前の数少なくなつた小売業の店の人は、これ以上増税されたらもう終わりだ、廃業だと吐き捨てるように言っております。同僚議員からも増税には非常に疑問だという声があります。自民・公明などによる17年ぶりの消費税率の引き上げで、物価は上がり続けているのに収入はふえず、暮らしや営業は立ち行くのか、庶民の不安は募るばかりです。

国民に大きな負担を強いる一方、軍事費や大企業向けの大型公共事業などには大盤振る舞いの典型的な逆立ちの国家予算であります。

税率3%の増税分だけでも年間8兆円の庶民増税になり、年収が200万円から300万円の給与所得世帯では6万円近い増税、年収400万円の世帯では7万円の増税です。

政府の消費税頼みの財政計画では、財政危機は打開できないことは過去の例に照らしても明らかです。消費税が創設されてからの26年間の消費税収は282兆円、増税による景気の落ち込みや大企業減税などによって法人税収は大幅に減り、減収額は同じく26年間で255兆円、これまでの消費税のほとんどが大企業の法人税の穴埋めに消えてしまった計算です。これでは財政も社会保障もよくなりません。

社会保障費に充てるといいますが、医療費では70歳から74歳の窓口負担がこの4月以降、順次1割から2割負担に倍増。年金、児童扶養手当、生活保護費など大幅に削減。年金保険料の引き上げ。さらに来年には、今でさえ高いと言われている介護保険料の引き上げが予想されます。

もともと低所得者ほど負担が重い消費税は、最悪の暮らし破壊税です。安倍自公政権は、その増税を国民に押しつけようと、アベノミクスで景気を回復させるとしてきましたが、その口実は破綻しており、増税分は社会保障に回すという口実も、今述べたように相次ぐ削減と、その一方での軍拡、大型公共事業の拡大でとっくに破綻しています。

国民の所得をふやし、大企業に応分の課税をし、経済を立て直す政策に抜本的に転換すべきであることを述べ、反対討論といたします。

なお、ほかの消費税増税関連の議案にも反対しますが、討論は省略します。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第12、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第13、議案第8号市営墓地条例の一部を改正する条例案から日程第17、議案第13号老人福祉施設条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号から議案第10号まで、議案第12号及び議案第13号の5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第18、議案第14号岩城農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第20、議案第16号消防手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第21、議案第17号市立学校設置条例の一部を改正する条例案から日程第24、議案第20号障害者自立支援対策臨時特例交付金基金条例を廃止する条例案までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第17号から議案第20号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第25、議案第21号財産の無償譲渡についてから日程第27、議案第23号財産の無償譲渡についてまでの3件を一括議題といたします。

総務及び教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号から議案第23号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第28、議案第24号市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第29、議案第25号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第30、議案第26号水道事業会計資本金の額の減少について及び日程第31、議案第27号ガス事業会計資本金の額の減少についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第26号及び議案第27号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第32、議案第28号平成26年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてから日程第36、議案第32号平成26年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの5件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第28号から議案第32号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第37、議案第34号一般会計補正予算（第20号）を議題といた

します。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第38、議案第35号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第41、議案第38号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第35号から議案第38号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第42、議案第39号情報センター特別会計補正予算（第4号）及び日程第43、議案第40号地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第39号及び議案第40号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第44、議案第41号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第45、議案第42号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第41号及び議案第42号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第46、議案第43号下水道事業特別会計補正予算（第6号）から日程第48、議案第45号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第43号から議案第45号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第49、議案第46号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第50、議案第47号小友財産区特別会計補正予算（第2号）から日程第52、議案第49号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第47号から議案第49号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第53、議案第50号水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第54、議案第51号ガス事業会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第50号及び議案第51号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第55、議案第52号平成26年度一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第56、議案第53号平成26年度国民健康保険特別会計予算から日程第59、議案第56号平成26年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号から議案第56号までの4件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第60、議案第57号平成26年度情報センター特別会計予算及び日程第61、議案第58号平成26年度地域情報化事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号及び議案第58号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

○議長（鈴木和夫君） 日程第62、議案第59号平成26年度奨学資金特別会計予算及び日程第63、議案第60号平成26年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第59号及び議案第60号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第64、議案第61号平成26年度下水道事業特別会計予算から日程第66、議案第63号平成26年度簡易水道事業特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第61号から議案第63号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第67、議案第64号平成26年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第68、議案第65号平成26年度小友財産区特別会計予算から日程第70、議案第67号平成26年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第65号から議案第67号までの3件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第71、議案第68号平成26年度水道事業会計予算及び日程第72、議案第69号平成26年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第68号及び議案69号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第73、議案第70号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから日程第77、議案第74号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号から議案第74号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第78、議案第75号法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第79、議案第76号河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第80、議案第77号一般会計補正予算（第21号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案のとおり可決
されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第81、議案第78号下水道事業特別会計補正予算（第7号）を
議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第78号は、原案のとおり可決
されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第82、議案第80号一般会計補正予算（第22号）を議題といた
します。

総務及び産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第80号は、原案のとおり可決
されました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第83、陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出
についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

- 5番（佐々木隆一君） 陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出について委員長に質疑いたします。

特定秘密保護法は国民の目、耳、口を縛る希代の悪法として、国会の審議の過程で多くの国民、有識者、メディア関係者などから、廃案、慎重審議を求める声が大きく広がりました。

しかしながら、それらの声はことごとく無視され、同法は強行採決されたのです。日本は世界に冠たる平和憲法を持ちながらも、戦争しない国から戦争する国へと崩壊にされてきているような感が否めません。

そこで、委員長にお聞きするわけですが、常任委員会ではどのような論議が尽くされたのかお聞きするものであります。

- 議長（鈴木和夫君） 総務常任委員長の答弁を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

- 総務常任委員長（佐藤勇君） 5番議員の質疑にお答えいたします。

陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての陳情に対しての質疑であります。

当常任委員会では慎重審査いたしました。その結果、質疑はありませんでした。また、討論もありませんでした。よって採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上、委員長報告に対する質疑への答弁といたします。

- 議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再質疑ありませんか。

- 5番（佐々木隆一君） 委員長は、ただいま特定秘密保護法に関して慎重に審査されたとお答えになりましたが、私の知る限りでは、議論が何もなかったということであり、議会は言論の場であります。その中で、陳情は住民などの要望を議会に反映させるものであり、さらには国や関係機関に意見書を提出したり、世論に大きく訴えるものであり、貴重なものであります。秘密保護法は、私たちの平和に直接かかわり、とりわけ次世代を担う子供たちや若い皆さんにとっては大きな問題であります。

そこで、住民要望であるこの件に関して、議論が何も尽くされないで不採択にされたとは非常に疑問を感じるわけであり、議会軽視、議会の形骸化につながると言っても過言ではありません。その辺、いかがでしょうか。いま一つ特定秘密保護法に関して委員長の見解をお聞きします。その2点お答えください。

- 議長（鈴木和夫君） 佐藤委員長答弁の前に、5番佐々木議員に申し上げますが、見解を求めるとするのは適切ではありません。総務常任委員長の答弁を求めます。18番佐藤勇君。

- 総務常任委員長（佐藤勇君） 再質疑にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、全会一致で不採択とすべきものと決した次第であります。

- 5番（佐々木隆一君） 慎重審査というのは取り消すの――。

- 総務常任委員長（佐藤勇君） 慎重審査の結果――。

○議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君、再々質疑ありませんか。

○5番（佐々木隆一君） 終わります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての陳情に、採択すべきとの立場から討論いたします。

ただいまの委員長の報告については、慎重に審査されたところか、一元半句も議論がなかったということをお聞きしていたので、質疑したわけであります。

この件に関しては、昨年12月6日の国会で安倍自公政権は新たな戦争司令部となる国家安全保障会議設置法と秘密保護法を福島市での公聴会を初め、圧倒的に多くの世論が慎重審議、廃案を求めている中、わずか1カ月余の審議で、しかも衆参両委員会と本会議全てで強行採決したことは余りに審議不十分で遺憾であり、将来に禍根を残すことになるでしょう。

陳情書にもあるように、開戦前夜、国民を統制した国防保安法、治安維持法をほうふつさせる人権侵害であり、国民の知る権利や報道の自由を奪い、日本の民主主義を抑圧する狙いが隠されています。

1931年、昭和6年に日本が中国の東北部で始めた侵略戦争からアジア太平洋戦争終結まで15年にわたった戦争は、戦場となった日本とアジアを荒廃させ、310万人の日本人と、2,000万人を超すアジア太平洋地域の人々を犠牲にしました。秋田県で3万4,000人、本市でも2,900人の犠牲者です。日本が政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにと決意したのは、日本が戦後、国際社会の一員となる上での出発点でした。

安倍自公政権が国会で強行採決を重ねて成立させた日本版NSC法と秘密保護法は、こうした戦後の日本の決意にも、国際社会の要請にも反しているのです。

今後、国家安全保障戦略や防衛計画の大綱を密室で決めようとしており、国民には何も知らせず、戦争への道を突き進む危険性は明らかではありませんか。

安全保障の妨げになるというだけで特定秘密の範囲がどこまでも広げられ、公務員だけでなく、一般国民にも重罰が科せられる秘密保護法の危険性は重大であります。

憲法違反の秘密保護法をこのまま見過ごすことはできません。憲法の国民主権、基本的人権、平和主義の原則を守り、生かすため、秘密保護法は撤廃すべきであります。

くしくもきょう19日は、1925年、大正14年、あの悪名高き治安維持法が施行されてから89年です。治安維持法で平和主義者、良識ある一般国民から共産党員まで多くの人々が拘束、投獄され、秋田県の生んだ世界的なプロレタリア作家、小林多喜二は逮捕当日に拷問を受け、獄死しました。数知れない人々が侵略戦争反対と、国民が主人公の政治の実現に死を賭して闘ってきたのであります。その闘いは、戦後つくられた憲法に戦争放棄や主権在民の原則となって盛り込まれたのです。

平和ほどとうといものはありません。戦争する国へ突き進む秘密保護法の廃止を求め

る意見書提出の陳情は採択すべきであります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。3番伊藤岩夫君。

【3番（伊藤岩夫君）登壇】

○3番（伊藤岩夫君） 公明党の伊藤岩夫です。

私は、陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての陳情に対して不採択の立場から討論を行います。

特定秘密保護法は、昨年12月6日に臨時国会で成立しました。特定秘密保護法は、敵国、テロなどから国民の安全と国益を守るために必要であります。また、外国との信頼性確保のための情報共有、特定秘密項目の統一性を図る国際標準を備える上でも重要であります。秘密を守れない国には、情報は提供できないという国家間の事情があります。

昨年1月、アルジェリアでは日本人人質殺害事件が起きました。当時、アルジェリア政府による突入計画など、重要な情報は日本政府に入らなかったといいます。そのときの情報がうまく入らなかった理由の一つは、日本の情報管理が外国から信頼されていなかったこと、日本に情報を渡しても情報が漏れると思われたことだったとも言われています。

今回、この法律ができたことにより、各国に信頼してもらうことができれば、今後、同種の事件が発生した際に、アメリカやイギリス、フランスなどの政府からも情報が入り、国際テロなどの未然予防に役立つことが期待されます。

また、今、問題となっている中国の防空識別圏の問題などに対処するための必要な情報の共有にも効果を発揮するものであります。

安全・安心を守るには、守るべき秘密があり、それを守りつつ「知る権利」をいかに確保するか。この秘密と知る権利のバランスをとることが重要であり、特定秘密保護法は、この点を熟慮して、幅広い合意形成協議を重ねて実現した法律であります。

秘密項目の恣意的拡大の防止、特定秘密の期限、情報公開、検証、観察なども法律にしっかりと盛り込まれ、国民的な議論になったこと自体、有意義であったと私は思います。

戦前の治安維持法に絡んだ懸念を喧伝する動きもありますが、治安維持法は戦前の軍事政府による思想信条の統制法として存在し、当時の憲法には自由権の保障がありませんでした。

一方、今回の特定秘密保護法については、戦後憲法による自由権が保障された現在での、機密情報の漏えいを防止する法律として存在するものであります。

したがって、特定秘密保護法は国民の安全と生命、体と財産、国益を守るために必要であります。

以上のことから、陳情第1号については、不採択とすべきとして討論いたします。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第84、陳情第2号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第85、陳情第3号特定秘密保護法廃止についての意見書提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情第1号と同一趣旨であり、陳情第1号は先ほど不採択と決定されておりますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第3号については、不採択とされたものとみなすことに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第3号は、不採択とされたものとみなします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第86、陳情第4号手話言語法制定を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第4号は、採択することに決定いたしました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第87、継続審査中の平成25年陳情第9号「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成25年陳情第9号は、趣旨採択することに決定いたしました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第88、継続審査についてを議題といたします。

陳情第5号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情については、総務常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第5号は、継続審査することに決定いたしました。
-

- 議長（鈴木和夫君） 日程第89、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についてを上程し、提案者の説明を求めます。14番伊藤順男君。

【14番（伊藤順男君）登壇】

- 14番（伊藤順男君） 議員発案第2号は、市長の専決処分事項の指定についてでありまして、私から発案させていただきます。

専決処分の種類には、地方自治法第179条に基づく緊急の場合の専決処分と、地方自治法第180条に基づく議会の委任による専決処分の2種類があります。

このたびの議員発案第2号は、地方自治法第180条第1項の規定によるものでありまして、次の事項を市長において専決処分することができるものとして追加するものであります。

地方自治法第244条の3第2項、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協

議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができるという規定に基づき、児童に保育所を使用させることについて、関係地方公共団体と協議を行うことを、市長の専決処分事項として追加するものであります。

なお、専決処分には2種類あると申し上げましたが、地方自治法第179条に基づく緊急の場合の専決処分においては、次の会議においてこれを議会に報告し、承認を求めなければなりませんし、地方自治法第180条に基づく議会の委任による専決処分においては、議会への報告のみとなるものであります。

以上が、議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についてであります。

議員各位の御賛同をお願いし、発案といたします。

○議長（鈴木和夫君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第90、議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休 憩

午後 3時50分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る意見書提出についての委員会発案が1件、追加提出されましたので、日程に追加することにいたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員

会発案第1号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第91、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第92、委員会発案第1号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る2月18日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

ここで、藤原副市長より発言を求められておりますので、これを許します。藤原副市長。

【副市長（藤原由美子君）登壇】

○副市長（藤原由美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げさせていただきますと思えます。

4年前のこの同じ日に、議員の皆様への御同意をいただき、御挨拶を申し上げたのが、ついきのうのようにも思いますし、またいろいろなことを思い返してみますと、長かったなというのも正直なところでございます。

この4年の間に東日本大震災が起き、原発事故が起き、政権が交代し、世の中が大きく変わり、人々の意識も変わる中で、何とか任期を全うできますのもひとえに議員の皆様への御支援のたまものと心から感謝しております。改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

4月からは矢島地域の一市民として、私なりの地域貢献ができればいいなと思っておりますので、変わらぬ御交誼を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、市民の皆様が引き続き幸せに暮らしていただけますよう、そして議員の皆様への御健勝と御活躍、それから由利本荘市の発展を御祈念申し上げて、甚だ簡単ですが、御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木和夫君）　ここで、由利本荘市議会を代表いたしまして、一言御礼申し上げます。

藤原副市長におかれましては、平成22年4月に就任以来、本市発展のため、一身をなげうって長谷部誠市長のもと御尽力いただきましたことに、厚く感謝申し上げます。

今後とも本市の発展のため、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、3月31日をもって退職されます職員の方々におかれましては、長年にわたり地方公務員として、地域の発展、住民の福祉向上に御尽力をいただきましたことに心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

藤原副市長、そして退職されます職員の皆様、まことにありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君）　これもちまして、平成26年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時57分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫

議 員 湊 貴 信

議 員 佐 藤 徹